

平成23年5月9日

各 位

会社名 オリコン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小池 恒  
(コード番号 4800 大証JASDAQ)  
問合せ先 執行役員企業広報部長 日高 輝明  
TEL 03-3405-5252 (代表)

### 会社の支配に関する基本方針及び 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本日開催の取締役会決議により、当社株券等（下記Ⅲ 2. (3) ①で定義されます。）の大量買付行為（下記Ⅲ 2. (3) ①で定義されます。）への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを、社外取締役3名を含む取締役の全員一致により決定いたしましたので、お知らせいたします。本プランの導入は、下記Ⅱ 1. に記載の当社の企業価値の源泉である中立公平な立場での情報発信の環境、すなわち「オリコン」ブランドを著しく毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれのある大量買付行為を防止することを主要な目的とするものであります。

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催予定の当社第12回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時までとし、株主の皆様を適切に反映するため、本株主総会に本プランの継続についてお諮りすることといたします。

なお、本プランの導入を決定いたしました取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

#### **I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値の源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保、向上に資する者が望ましいと考えております。

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為又はこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが散見され、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものもあります。また、下記Ⅱ 1.に記載のとおり、中立公平な立場での情報発信の環境、すなわち「オリコン」ブランドに企業価値の源泉がある当社においては、中立公平性・ブランド価値を著しく毀損するおそれのある大量買付行為を防止することが企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する観点から求められております。

当社といたしましては、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、万一このような者が現れた場合には、当社として必要かつ相当な対抗措置をとることが、当社の中長期的な企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するために必要であると考えております。

## Ⅱ 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、今般決定しました上記Ⅰの基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記 1 記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

### 1. 当社の企業価値の源泉

昭和 42 年、「ヒットという目に見えないものを可視化する」ことを経営理念として株式会社オリジナルコンフィデンス（平成 13 年に当社が連結子会社化。現、オリコン・エンタテインメント株式会社）が設立されました。同社は、音楽のヒットを正確に伝

えるため、全国のレコード店との協力体制を構築し、「何が何枚売れたか」という販売データを収集・集計することによって、昭和 43 年よりランキング情報の提供を開始しました。それ以来、「オリコンランキング」は、販売データに基づく正確な情報として 40 年以上にわたり、当社のメディア、並びに国内の多くのマスコミを通して消費者に提供され、国内における「音楽ヒットの象徴」として高い知名度と信頼を得ております。

このように長年にわたって中立公平な立場で「オリコンランキング」という正確な情報を提供し続けたことにより、「信頼感」、「最新」、「安心できる」、「メジャーである」といった非常に高い価値観が刻み込まれたブランドとして、「オリコン」ブランドが培われてきました。当社が展開する各事業は、この「オリコン」ブランドが持つ際立った価値観によって成立しております。

当社は、調査協力店の拡充を継続的に行い、現在ではレコード店（メディアストア）以外にも、家電量販店、EC サイト、コンビニエンスストア、書店等の様々な販売チャネルよりデータを収集しております。平成 23 年 5 月現在、調査協力店は合計で 39,700 店に達し、国内の市場全体に対して、音楽ソフトで 75%、映像ソフトで 80%、書籍で 40%をそれぞれカバーしております。これほど高いマーケットシェアに基づく販売データを収集できている企業は、他にありません。さらに、調査協力店の中には、当社にのみ販売データを提供していただいているところが少なくありません。当社が長年にわたって中立公平な立場で調査・発表を行っていること、当社へのデータ提供に協力することでヒットが顕在化して増幅し、販売促進に繋がること等が、販売店側の理解を生み、データ提供に結び付いております。

また当社は、情報発信においても、他社が真似できない強みを有しております。当社が長年にわたって中立公平な立場で調査し、販売データに基づく正しい情報を提供してきたことから、国内の主要なマスコミとの間に良好な信頼関係が構築されております。ランキング情報を定期的に提供する以外にも、エンタテインメント系ニュースを中心に情報提供やコンテンツ提供を継続的に行っており、当社が発信する情報だから注目される、記事として大きく扱われる、若しくは番組で取り上げられるということが数多くあります。さらに、インターネットの領域においても、「Yahoo! JAPAN」等を介し、当社のニュースが多くのインターネットユーザーにリーチしております。これらの結果、当社の発信する情報の伝達力が評価・期待され、レコードメーカー、プロダクション、テレビ局等より、当社へより多くの情報、より価値の高い情報が集まるようになるという好循環が生まれております。

以上のとおり、当社は、世界でも類を見ない「情報のバリューチェーン」を有しております。この「情報のバリューチェーン」と「オリコン」ブランドこそが、当社の企業価値の源泉であり、当社の持続的な強みを創出しております。そして、「オリコン」ブランドを維持・向上させ、「情報のバリューチェーン」を進展させていくために、

当社は、常に、第三者的に中立公平な立場で信頼性の高い情報を発信し続けなければなりません。

## 2. 企業価値の向上に資する取組み

当社は、「オリコン」ブランドを活用し、音楽分野のみならず、様々な産業分野において中立公平なランキング化を施すことによって商品やサービスの価値を可視化させ、より豊かな生活の実現と、生活に密着する様々な企業の発展に貢献する社会的価値の高い企業を目指すことを基本方針としております。

当社では、この基本方針に沿い、以下の取組みを中心に、企業価値を持続的に向上させるための施策を実施しております。

### (1) サービスの品質の可視化に向けた取組み

当社は、医療の分野において、サービスを受ける患者側に病院や医師を選択するための情報が不足しており、特に、患者の視点に立って客観的かつ公平に評価された情報が皆無であったことから、平成 15 年、大規模な患者満足度調査を実施し、その結果に基づく病院ランキング情報を掲載した書籍「患者が決めた！いい病院」を発行しました。さらに、医療サービス以外の様々なサービスについても、利用者の視点に立って、「サービスという目に見えないものの良し悪しを可視化する」ことに社会的ニーズがあると捉え、平成 18 年、英会話スクール、エステティックサロン等のサービスを実際に利用された方を対象とした顧客満足度（CS）調査を実施し、その結果に基づいた顧客満足度（CS）ランキングを、PC 向けサイト「ORICON STYLE」で発表しました。当サイトに掲載された各ランキングのページからランクインした企業のサイトへユーザーを誘導する度に課金する「顧客満足度（CS）ランキング連動型広告」を当社独自の広告商品として販売し、現在では 28 ジャンルを運営しており、着実に収益を伸ばしております。ランキングにランクインし、広告クライアントとなった一部の企業では、テレビ CM 等の広告宣伝において、「オリコン顧客満足度ランキング 1 位」等といった訴求が行われております。これはまさに、当社が中立公平な立場で調査・発表を行ったランキングであることに社会的な価値が見出され、効果的に「オリコン」ブランドとのコラボレーションがなされた事例であります。今後も、対象とするジャンルを拡充させていくとともに、「オリコン顧客満足度ランキング」のブランディングを推進して価値を高め、業容の拡大を図ってまいります。

## （２）インターネット社会の進展に即した取組み

現在、インターネットの利用は、日常生活において不可欠なものとなり、インターネットを介した通信の高速化、高容量化、並びに多様化が急速に進んでおります。そのような環境の変化によって、インターネット上で交わされる情報が、肥大化し、氾濫する状況となり、最近、その傾向が強くなっております。このようなインターネット社会の進展に伴って、インターネットユーザー（個人及び企業）が、正確な情報、網羅している情報を求める動きを強めてきており、今後、それは一層顕著になってくるものと想定されます。また、インターネット上での情報やコンテンツが「無料」の方向に進んでおり、対価（広告出稿を含みます。）が支払われるだけの価値のあるもののみに「有料」が適用されるという状況になってきております。当社は、今後、これらの状況が進行するにつれ、「オリコン」ブランドのもと、中立公平で信頼性の高い情報を発信している当社においては、対価の支払われる機会が増え、ビジネスチャンスが広がっていくものと考えております。また、当社がインターネット上で発信するエンタテインメント系ニュースや様々なランキング情報が、当社の運営するサイトやサービスへユーザーを誘導する際の誘導口になることから、ニュースや情報の信頼性と訴求力を高めることによってユーザー獲得を効率良く促進し、広告販売や個別課金等の収益の拡大、並びにユーザー獲得費用の削減に結び付けてまいります。

## （３）スマートフォン市場拡大に対応した取組み

最近、スマートフォン（高性能携帯電話）が販売台数を伸ばし、スマートフォンにダウンロードして利用できるアプリが、多数、提供されるようになってきました。これらのアプリは、Apple Inc. や Google Inc. が運営する「マーケット」に並んでおりますが、どのアプリが自分にとって有用なのか判然としないというのが実情であります。当社では、スマートフォン向けアプリのこのような「カオス状態」を可視化することに社会的なニーズがあると捉え、スマートフォンユーザーを対象とした大規模な満足度調査を実施しました。平成 22 年 12 月、「オリコンアプリランキング」を全 32 カテゴリーについて発表するとともに、当ランキングを掲載するサイトを立ち上げました。今後、スマートフォンが、幅広い層に浸透していくものと想定し、スマートフォンユーザーがアプリを選ぶ際に“ポータル”として当ランキングが利用されるよう、ランキングの内容の拡充に努め、当ランキングを掲載するサイトのページ閲覧数を伸ばし、広告販売収入、並びにアフィリエイト収入を伸ばしてまいります。

当社は、このような新たなランキングを創出していくことを含め、急速に増加するスマートフォンユーザーに対し、中立公平な立場で信頼性の高い情報を提供することを通して、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

### 3. コーポレートガバナンスの整備

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、企業価値を向上させて継続的な成長と発展を目指すため、コーポレートガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立ち、従前よりコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

当社では、取締役会を経営に関する基本方針及び重要事項の決定機関、並びに取締役の職務執行の監督機関と位置づけるとともに、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。また、社外の優れた見識と豊富な経験を経営に反映させ、かつ監督機能の充実を図ることが、コーポレートガバナンスを強化させる上で重要であると考え、取締役8名中3名を社外取締役にし、監査役4名中2名を社外監査役にしております。当該2名の社外監査役とも、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員の要件を満たしております。さらに当社は、経営上の意思決定及び監督機能と執行機能の分離を目的として、執行役員制度を導入しており、毎月開催の取締役会が決定する基本方針に基づき、その監督のもとで執行役員が効率的に業務を執行しております。

当社における内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の社長室が、年間監査計画書を作成した上で、業務監査を実施し、監査役会に対して定期的に報告しております。また、内部統制につきましては、平成19年10月に内部統制室を設置し、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンスを継続的に徹底させる体制の整備、強化を図っております。

## Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

#### (1) 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

当社においては、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、わが国の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見られます。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象である会社の取締役会の賛同

を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うもの等、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、「情報のバリューチェーン」を構成する調査協力店、マスコミ等の関係先をはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者（下記 2. (3) ①で定義されます。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させるのでなければ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

## （２）本プラン導入の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいております。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか否か、株主皆様に適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

さらに、上記Ⅱ 1. に記載のとおり、当社の企業価値の源泉は、中立公平な立場から信頼性の高い情報発信を続けることにありますが、同様に中立的立場の維持が求められる放送事業者については公共の福祉の観点から放送法に基づく議決権保有制限が適用される可能性があることに比して、当社は、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付者の出現に対する法的な保護を十分に受

けられない状況にあります。したがって、当社は、当該大量買付者の出現に対して自ら防衛できる体制作りを行うことが、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を守る上で不可欠であると考えています。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを設定いたしました。大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。また、平成23年3月末日現在の大株主の状況は、別添のとおりでなっております。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に出資株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

### (2) 本プランの導入及び継続手続

本プランは、本日（平成23年5月9日）開催の取締役会決議により導入されましたが、有効期間を平成23年6月29日開催の本株主総会の終結の時までとします。株主の皆様の意思を適切に反映するため、本プランの継続については、本株主総会における普通

決議によるご承認を要するものとします。

### (3) 本プランの発動に係る手続

#### ①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けの結果、

- i. 当社の株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>が保有<sup>3</sup>する当社の株券等に係る株券等保有割合<sup>4</sup>の合計
- ii. 当社の株券等<sup>5</sup>の公開買付者<sup>6</sup>が所有<sup>7</sup>し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者<sup>8</sup>が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合<sup>9</sup>の合計

のいずれかが20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受け又はその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

- 1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
- 3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じとします。
- 4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
- 5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下 ii において同じとします。
- 6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下同じとします。
- 7. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
- 8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- 9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

## ②本プランの公表及び大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社大阪証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（<http://www.oricon.jp/>）に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後10営業日以内に、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上で行うこととします。

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行

為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。)

- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。)
- v. 大量買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的な提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- vi. 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策(ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。)
- vii. 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. 大量買付行為の後に当社の株券等を取得する予定がある場合又は当社の株券等の上場廃止を企図している場合には、その理由及び内容
- x. 大量買付行為に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- xi. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに株主の皆様の開示いたします。大量買付行為があった事実及び大量買付者から当社取締役会に提供された情報等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

### ③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を満たすものであると判断した場合(大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。)、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期及び終期を、

直ちに大量買付者及び独立委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令及び当社が上場する証券取引所の規則に従って適時かつ適切に行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けの場合）又は90日以内（その他の大量買付行為の場合）（かかる60日以内又は90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を十分検討の上とりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様公表いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様には代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン導入時の独立委員会の委員には、黒田健二氏、砂川浩慶氏及び向川寿人氏の合計3名が就任いたします。なお、各委員の略歴は、別紙1「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様には情報開示を行います。

#### ⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及

び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し（ただし、大量保有者が本プランに定める手続に従わずに大量行為を行い又は行おうとする場合における一定の場合を除きます。）、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等（当社が費用を負担することとします。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしています。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとしています。

#### ⑥対抗措置の発動の条件

##### i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

上記の場合において、独立委員会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとしていることを確認した場合、原則として可及的速やかに対抗措置の発動を勧告するものとしています。ただし、当社取締役会が、大量買付行為の内容及び態様等から見て、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害される危険が切迫しており、独立委員会の勧

告を得る時間的余裕がないと判断したときには、当社取締役会限りの判断で対抗措置を発動することができるものとします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものであると認めた場合には、取締役会検討期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものに該当するものと考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買取である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買取である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買取である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又

は不適切な買収である場合

- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 当社の企業価値の源泉である中立公平な立場での情報発信の環境、すなわち「オリコン」ブランドを著しく害するおそれが認められ、当社の企業価値の維持・向上の観点から著しく不適切な買収であることが明白な場合
- (x) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
  - a. 当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
  - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の毀損を回避することができないか又はそのおそれがある場合

#### ⑦当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i 又は ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施又は不実施に関する決定を行います（ただし、大量保有者が本プランに定める手続に従わずに大量行為を行い又は行おうとする場合における一定の場合を除きます。）。

当社取締役会は、対抗措置の実施又は不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不実施の決定に係る通知を、以下「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後又は当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改

めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施又は中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

#### (4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、特定株式所有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式所有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

#### (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本日（平成23年5月9日）開催された当社取締役会の決議をもって発効することとし、有効期間は平成23年6月29日開催予定の本株主総会の終結の時までとしますが、本株主総会において本プランの継続に係る議案を諮り、これを株主の皆様にご承認いただいた場合、本プランの有効期間は、本株主総会の終結の時から平成26年

3月期に関する定時株主総会の終結の時まで延長されるものとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成23年5月9日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

また、平成26年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

### 3. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もともと、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②記載の手続により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が

禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大量買付者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

### (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続等

#### ①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が交付されることになります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果とし

て交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

#### ②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### **IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）**

本プランは、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

##### 1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

##### 2. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲ記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものです。

### 3. 株主意思を重視するものであること

当社は、本日（平成 23 年 5 月 9 日）開催の取締役会において本プランの導入を決議いたしました。本プランの有効期間は本株主総会の終結の時までと設定されております。そして、上記Ⅲ 2. (2) 記載のとおり、本株主総会において本プランの継続に係る議案をお諮りし、株主の皆様の承認を得られることを条件に平成 26 年 3 月期に関する定時株主総会終結の時まで本プランを延長することで、株主の皆様のご意向を反映させます。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施又は不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様に示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

### 4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2. (3) ④記載のとおり、本プランの導入にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

### 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2. (3)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的

要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### 6. 第三者専門家の意見の取得

本プランは、上記Ⅲ 2. (3) ③及びⅢ 2. (3) ⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

#### 7. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記Ⅲ 2. (5)に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

(別紙1)

### 独立委員会委員の氏名及び略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名です。

#### 黒田 健二

略歴： 昭和58年11月 司法試験合格  
昭和61年4月 日本弁護士連合会登録・東京弁護士会登録  
平成3年5月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
平成4年5月 日本弁理士会登録  
平成7年9月 黒田法律事務所・黒田特許事務所代表（現任）  
平成21年3月 台北律師公会外国法事務律師登録  
平成21年8月 東北大学法科大学院兼任教員（非常勤講師）（現任）

#### 砂川 浩慶

略歴： 昭和61年4月 社団法人日本民間放送連盟入職  
平成18年4月 立教大学社会学部メディア社会学科助教授  
平成20年4月 立教大学社会学部メディア社会学科准教授（現任）

#### 向川 寿人（当社社外監査役）

略歴： 昭和51年4月 東亜建設工業株式会社入社  
昭和56年4月 等松・青木監査法人（現監査法人トーマツ）入所  
昭和60年9月 公認会計士登録  
平成2年4月 向川公認会計士事務所設立（現任）  
平成13年6月 当社監査役（現任）

※上記独立委員会委員と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役向川 寿人氏を株式会社大阪証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

(別紙2)

### 独立委員会規則の概要

- (1) 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の実施又は不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。
- (2) 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。
- ① 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）又は監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）となったことがない者
  - ② 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の一定範囲の親族でない者
  - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役又は監査役となっていない者
  - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役又は監査役でない者
  - ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
  - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）
- 2 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、選任の時から本プランの有効期間満了の時までとする。
- (3) 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について、取締役会の諮問を受けて、審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
  - ② 買付提案の内容が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するか否かの決定並びに対抗措置の実施又は不実施
  - ③ 対抗措置の中止
  - ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
  - ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
  - ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- (4) 独立委員会の決議は、委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。
- (5) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (6) 独立委員の互選により選定された独立委員会議長は、独立委員会を招集する。
- (7) 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。
- (8) 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

(別紙3)

### 新株予約権の要項

1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。  
ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割若しくは併合又は合併若しくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知又は定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額  
無償とする。
7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。
8. 新株予約権の行使期間  
割当期日から120日以内で、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。  
ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知又は公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。
9. 新株予約権の行使の条件
- ① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
- a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けの結果、
    - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
    - II 当社の株券等の当該公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。
  - b. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
  - c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
  - d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
  - e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
  - f. 「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。
  - g. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
  - h. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券

等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

- i. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

- ② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、若しくはその特別関係者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

- ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 10. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間中いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
- ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

#### 11. 新株予約権の行使又は当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使又は当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

#### 12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件  
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
14. 新株予約権証券の不発行  
新株予約権証券は、発行しない。
15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法  
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
17. 新株予約権行使の効力発生時期等  
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。
18. 法令の改正等  
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正又は廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正又は廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考)

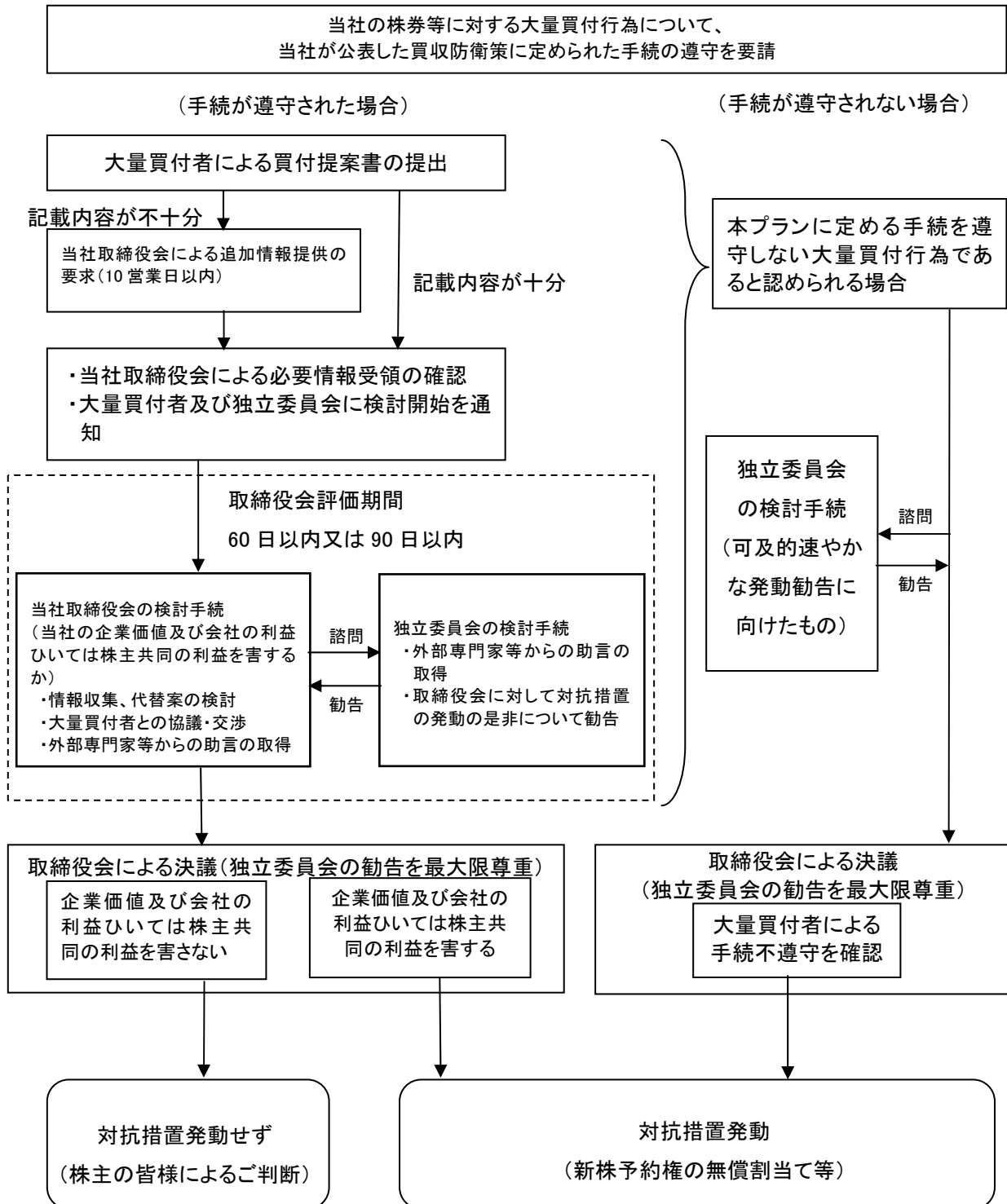
# I 当社株式の状況（平成 23 年 3 月末日現在）

1. 発行可能株式総数      628,452 株
2. 発行済株式総数      157,950 株
3. 株主数      9,548 名
4. 大株主（上位 10 名）

| 株主名         | 当社への出資の状況 |         |
|-------------|-----------|---------|
|             | 持株数（株）    | 出資比率（％） |
| （有）リトルポンド   | 43,453    | 27.5    |
| 小池 恒        | 15,003    | 9.5     |
| 吉田嘉明        | 14,128    | 8.9     |
| （株）光通信      | 7,817     | 4.9     |
| 小池尚子        | 3,166     | 2.0     |
| （株）ローソン     | 3,130     | 2.0     |
| 小池秀効        | 2,990     | 1.9     |
| （株）ディーエイチシー | 2,520     | 1.6     |
| 小池結実        | 2,454     | 1.6     |
| ヤフー（株）      | 2,400     | 1.5     |

## Ⅱ 大量買付行為開始時のフローチャート

### 当社株券等の大量買付行為開始時のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。